

湖南省福祉避難所 開設・運営マニュアル

令和元年6月策定
(令和2年3月改定)

湖南省

はじめに

市域で大きな災害が発生した場合、家屋やライフライン等が大きな被害を受け、自宅での生活を継続することが困難となり、市民の多くが「避難所」での生活を余儀なくされる事態が想定されます。

しかし、高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児などは、小・中学校等の一般の避難所（市が避難所として指定する公共施設（指定避難所）。以下、このマニュアルにおいて「一般避難所」という。）では避難生活を継続することが困難と考えられます。

そこで、このような避難生活において特別の配慮を必要とする人（以下、「要配慮者」という。）についても、避難所生活を可能とするため、「福祉避難所」等を設置し、対応することとします。

このマニュアルは、災害時に円滑に福祉避難所を開設し、要配慮者のみなさんが安心して避難生活を送れるよう、日頃から備えておくために作成します。

目次

1	福祉避難所の区分について	- 1 -
2	要配慮者への対応フローについて	- 3 -
3	福祉ニーズ（必要な配慮）の確認について	- 5 -
4	福祉避難所の開設までのフロー	- 7 -
5	福祉避難所の開設	- 8 -
	（1）開設要請	- 8 -
	（2）受入者の決定	- 9 -
	（3）受入者の移送	- 10 -
	（4）開設期間	- 11 -
6	福祉避難所の設置運営	- 12 -
	（1）名簿の作成・管理	- 12 -
	（2）人員配置	- 13 -
	（3）受入スペースの確保	- 14 -
	（4）食事の提供・食料等の管理	- 15 -
	（5）物資の提供・管理	- 16 -
	（6）施設職員・ボランティアの支援要請	- 17 -
	（7）視覚障がい者、聴覚障がい者への支援（配慮）	- 18 -
	（8）緊急時対応	- 19 -
	（9）報告書（日報）の提出	- 20 -
	（10）閉鎖（指定解除）	- 21 -

7	費用の積算および請求	- 22 -
(1)	費用の積算	- 22 -
(2)	請求手続き	- 25 -
8	平常時における取組み	- 26 -
(1)	市の役割	- 26 -
(2)	協定締結施設の役割	- 29 -
(3)	市・協定締結施設の共通の役割	- 31 -
9	その他	- 32 -

参考資料

参考資料 1	要配慮者の特徴と支援のポイント	- 33 -
参考資料 2	福祉避難所の開設フロー図	- 45 -
参考資料 3	福祉避難所の開設・運営に関する連絡フロー図	- 46 -
参考資料 4	福祉避難所一覧	- 50 -

様式集

1

福祉避難所の区分について

福祉避難所とは、寝たきりの高齢者、障がい児・者、妊産婦など、一般の避難所で他の避難者と共同生活を送ることが困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町村で指定しているものです。

湖南省では、災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者、障がい児・者、妊産婦等の要配慮者を受け入れるため、市内複数の福祉施設等と協定を締結し、『福祉避難所』として指定しています。

なお、福祉避難所については、必要な配慮の程度や法令に基づき必要に応じて開設される2次的避難所であるため、災害発生時に最初から避難所として利用することはできません。

■福祉避難所等の区分

区 分	摘 要	
一般避難所 (区分1)	概要	災害が発生するおそれがある時または災害時に、すべての被災者・避難者を受け入れるため、市が指定する小・中学校等で安全が確認できた公共施設に「一般避難所」を設置する。一般避難所は、被災者の当面の生活空間として活用する。
	対象者	すべての被災者・避難者 ・災害によって現に被害を受けた人 ・災害によって現に被害を受けるおそれがある人 ・帰宅困難者
福祉スペース (区分2)	概要	避難生活において特別の配慮を必要とするが、個別の空間を設け、家族による介助等により避難生活が可能な人のため、小・中学校等の空き教室等に「福祉スペース」を設置する。
	対象者	・高齢者、要介護者、身体障がい児・者 ・精神障がい児・者、発達障がい児・者、知的障がい児・者 ・乳幼児、妊産婦 ・病弱者（医療機器等の使用） ※ いずれも比較的軽度で専門設備等を必要としない人
	開設例	乳幼児等のための授乳・静養スペース
		精神障がい者、発達障がい者等のための個別スペース
	簡易ベッド等を設置するスペース	
	医療機器等を使用するスペース	

福祉避難所 (区分3)	概要	「福祉スペース」では避難生活が困難だが、病院への入院、専門施設への入所には至らない人のため、社会福祉施設等に「福祉避難所」を設置する。
	対象者	・ 高齢者、要介護者 ・ 身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、発達障がい者、妊産婦 ※ 家族等の介助に加え、施設スタッフの補助等により避難所生活が可能な人
	根拠法令	災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)
	人員配置	対象者概ね10人に1人の生活相談員等を配置
	面積基準	1人当たり概ね2～4㎡(畳2畳程度)を確保
	費用	主として災害救助法の適用による。
	備考	原則、要配慮者の家族等の介助者1人の同行が必要
緊急入所施設 ・ 医療機関 (区分4)	概要	在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する。 【例】介護保険施設、障害者支援施設等 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関への入院加療等で対応する。
	対象者	・ 介護保険法に基づく施設入所の支援が必要な人 ・ 障害者総合支援法に基づく施設入所の支援が必要な人 ・ 身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難で、入院加療(医療処置や治療)を必要とする人

※ 福祉スペースは、一般避難所内での対応です。(P.5参照)

2

要配慮者への対応フローについて

災害発生

1

避難

地域の共助および滋賀県・湖南市をはじめとした公助により、災害時避難行動要支援者名簿および個別支援プラン（個別計画）に基づく避難支援が実施される。

2

緊急避難場所開設

市内 15 の指定緊急避難場所等に一時的な避難を実施する。

※ 状況に応じ、地域の公民館・集会所等に開設される一時避難場所等への避難も実施

3

一般避難所開設

小・中学校等市内 53 の公共施設を一般避難所として開設し、運営を開始する。

4

福祉ニーズ（避難生活要配慮者）調査

避難所における要配慮者への対応は、本人・家族または区・自治会・地域まちづくり協議会・民生委員等による申告を基本とする。避難者名簿作成時等に、避難者の中で特別な福祉的配慮を必要とする人を確認し、要配慮者については一般避難所で「福祉避難所受入調査票」（様式第 1 号）を作成する。



【助け合うために（共助の視点）】

市職員や避難者の代表者（地域まちづくり協議会）等を中心に「何か困っていませんか？」等率先して声をかけ、要配慮者が申し出しやすい雰囲気を作成しましょう。また、避難所内に「困ったことがあれば、事務局や周りの人に教えてください。」「体育館などでの生活が困難な人のために福祉避難所を設置します。」等の掲示を行いましょ。また、車中泊の人にも声かけを行いましょ。

5

避難所運営委員会で福祉ニーズへの対応を検討

避難所運営委員会は、地域まちづくり協議会等避難者の代表者による運営が基本となる。避難所運営委員会のほか、適時派遣される市職員が適宜助言・災対本部との連絡を行う。

5-1

福祉ニーズ区分 1 への対応

一般避難所（体育館を想定）において、出入口付近や壁付近等にスペースを割り当てるなどの配慮を行う。

5-2

福祉ニーズ区分 2 への対応

特別教室や空き教室に一般避難所の福祉スペースを開設し、専門的な設備やスタッフは必要としないが、家族等の介助により、避難生活が可能な人への配慮を行う。

5-3

福祉ニーズ区分 3 への対応

湖南省災害対策本部へ福祉避難所の開設を要請する。
一般避難所の福祉スペースでは対応が困難だが、専門施設での対応までは不要という人について、湖南省災害対策本部へ報告する。福祉避難所では、家族やスタッフにより介助を行う。

※ 福祉避難所への移送までは、福祉スペースにて対応

避難所開設期間中は、要配慮者の体調等について、定期的に確認を行う。
必要に応じ、実施する配慮の見直しを行う。

3

福祉ニーズ（必要な配慮）の確認について

個々の要配慮者の福祉ニーズを判断する際は、避難している時点での家族による介助の有無、地域の協力の程度や、自助の程度などを基に、総合的に判断します。また、判断にあたっては、要介護度の程度や障害者手帳の等級などを参考に、その要配慮者が「現に避難生活においてどのような支障があるか」「それを解消するために、どのような配慮が必要か」を念頭に置きます。

※ 要介護度や障害者手帳等級などの判断基準は、災害が発生し、避難しているという状況においては、「家族等の支援の有無により必要な配慮が異なる」「災害により症状が悪化している」などにより、適正な判断基準としては機能しないこともあります。

また、避難生活においては、体調が悪化し、必要な配慮が変化することが想定されるので、定期的な状況確認が必要です。

■福祉ニーズの判断基準（参考）

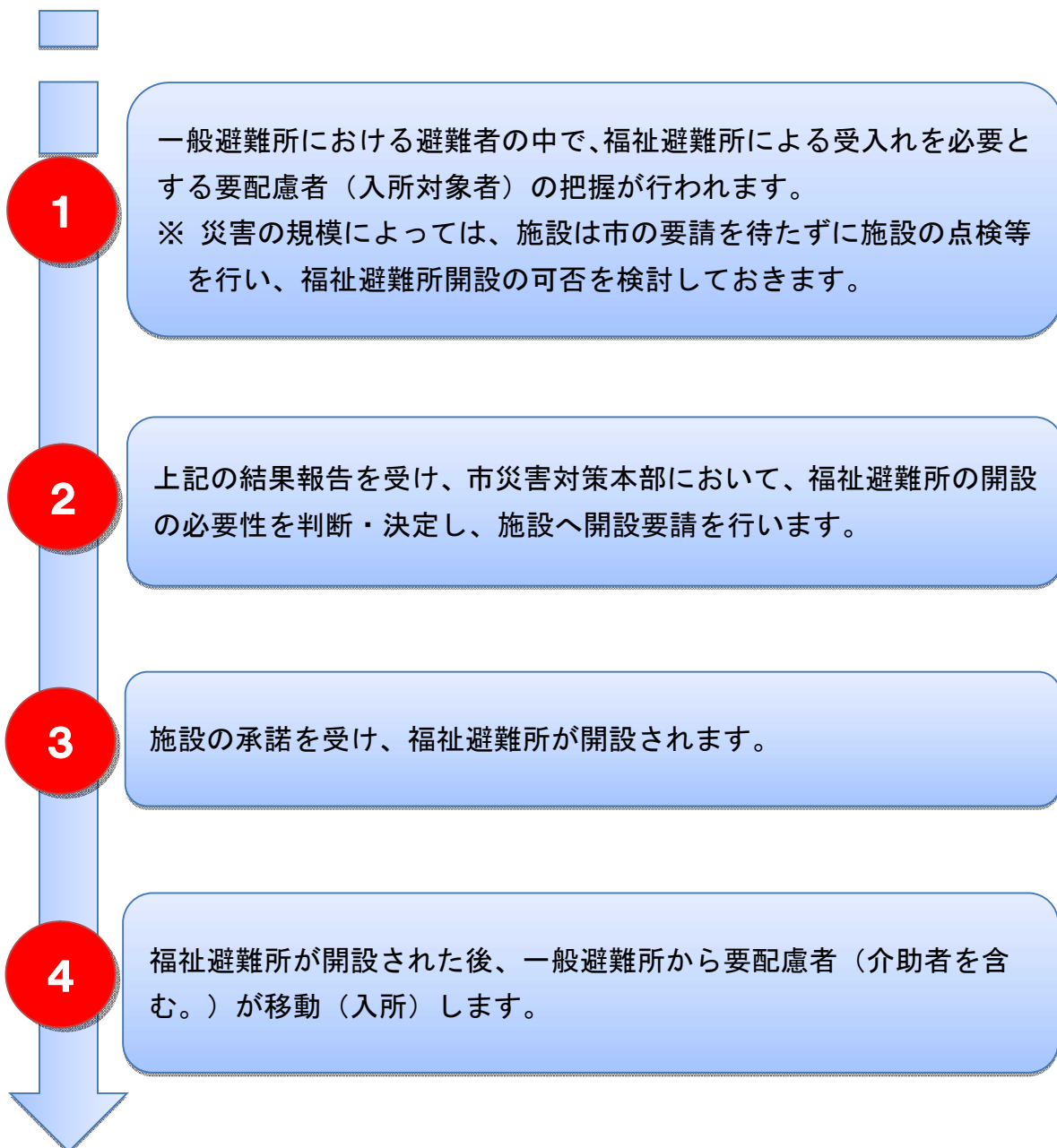
福祉ニーズ	概要
一般避難所 (区分1)	<p>一般避難所内において、一定の配慮により避難生活が可能レベル</p> <p>【想定される配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護等は不要だが、配慮を要する高齢者や軽度の身体障がい者等に、トイレ等避難所生活における移動負担を軽減するため、出入口付近や通路側にスペースを割り当てる。また、通路幅を十分に確保する。 ■比較的軽度の精神障がい者等に、大勢に囲まれる状況がストレスとならないよう、壁際にスペースを割り当てる。 ■視覚障がい者、聴覚障がい者等情報伝達に困難がある人に、避難所の情報を得やすいよう、情報掲示板近くにスペースを割り当てたり、行動の基準点となるよう壁際のスペースを割り当てる。※ 避難所掲示板の情報が更新される際、口頭・身振りで伝える等の配慮を行う。 ■妊婦、乳幼児（とその家族）等に、周囲へ過剰な気遣い等をさせないよう壁際や出入口付近のスペースを割り当てる。
福祉スペース (区分2)	<p>小・中学校等の特別教室や空き教室に開設する福祉スペースで、家族等の介助により避難生活が可能レベル</p> <p>【想定される配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授乳や乳幼児の静養等の空間を確保する。 ■集団の中ではパニック等を引き起こすため避難所生活が困難だが、福祉

	<p>スペースで家族といっしょであれば生活が可能な人のための生活空間を確保する。</p> <p>※ 福祉スペース内もパーティション等で区分し、境界を明確にする。</p> <p>■ 体育館等での寝起きが困難な人のため、簡易ベッド等を作製し、生活空間を確保する。</p> <p>※ 開設当初は、教室の机やビール瓶ケース等、入手可能な物資を組み合わせて作製することを想定。</p> <p>■ 配慮が必要な高齢者や障がい児・者、妊産婦、その他の理由により家族による介助が必要で、一般避難所での生活が困難な人のための生活空間を確保する。</p> <p>■ 医療機器等を定期的を使用するため、電源および清潔な空間を確保する。</p>
<p>福祉避難所 (区分3)</p>	<p>福祉避難所において、家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能なレベル (福祉スペースでの対応は困難だが、緊急に医療機関への入院・専門的な施設への入所は不要なレベル)</p> <p>【想定される配慮】</p> <p>■ 家族等による介助に加え、専門スタッフによる介助を必要としている、概ね中程度の身体障がい者等または要介護状態にある人へ、避難生活が可能な状況を確保する。</p> <p>■ 精神障がい、発達障がい等の様々な理由により、一般避難所での共同生活が困難な人へ、本人と家族（および同様の要配慮者）による生活環境を確保する。</p>
<p>緊急入所施設 ・ 医療機関 (区分4)</p>	<p>介護保険施設・障害者支援施設等への入所、医療機関への入院加療が必要なレベル</p> <p>【想定される配慮】 略</p>
<p>その他</p>	<p>家屋の損傷が軽微なため、自宅での生活を継続する要配慮者</p> <p>【想定される配慮】</p> <p>■ 自宅での生活を継続する者についても名簿を作成する。</p> <p>■ 食料等の支給スケジュールを伝える。</p> <p>■ 定期的な情報伝達を行う。</p> <p>■ 生活状況、健康状態等について定期的に報告を受ける。</p> <p>■ 物資等不足するものについて定期的に報告を受ける。</p>

4

福祉避難所の開設までのフロー

災害発生の際、湖南省災害対策本部（以下、「市災害対策本部」という。）が中心となって、市内の要配慮者の支援が行われることとなります。その中で、一般避難所における避難者のうち、福祉避難所による受入れを必要とする要配慮者（入所対象者）の把握が行われます。その情報が市災害対策本部に集約されることで、開設の必要性について判断がなされ、施設への開設要請が行われます。



5 福祉避難所の開設

(1) 開設要請

市災害対策本部が福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、施設に対し、事前に施設の被害状況や収容可能人数等の確認を行った上で福祉避難所の開設を要請します。

※ 大規模災害発生時は、市災害対策本部からの開設要請も想定し、職員の安否確認、参集の可否等について事前に確認をするように努めてください。

※ 福祉避難所開設要請の目安

【地震】 震度5弱以上の地震発生時

【風水害】 当該地域に避難勧告が発令された時

- (1) 避難所運営委員会と一般避難所の市担当者（避難所支援班）は協力し、一般避難所における避難者のうち、福祉避難所による受入れを必要とする要配慮者について「福祉避難所受入調査票」（様式第1号）により調査を行い、市災害対策本部（避難所支援班）にFAX等により報告します。
- (2) 市災害対策本部（避難所支援班）は、施設に対し被災状況、受入れの可否等の調査を依頼し、施設は、施設の被災状況を「福祉避難所開設チェックリスト」（様式第2号）、「施設安全点検チェックリスト」（様式第3号）により調査するとともに、職員体制、設備・ライフラインの確認（電気、水道、電話、FAX、トイレ等）、収容スペース等を考慮し、福祉避難所の開設が可能か検討を行い、市災害対策本部（避難所支援班）に報告します。

※ 「福祉避難所開設チェックリスト」（様式第2号）、「施設安全点検チェックリスト」（様式第3号）による調査は、市災害対策本部の依頼を待たず、発災後できるだけ速やかに調査を行うようにしてください。
- (3) 避難所支援班は、(1)(2)の報告内容をまとめ、市災害対策本部長に報告します。
- (4) 市災害対策本部長は、その報告、施設ごとの収容可能人数や体制等を勘案した上で、福祉避難所の開設の要否、開設を要請する施設を決定します。
- (5) 市災害対策本部長が開設要請を決定した場合、避難所支援班は、当該施設に「開設要請および要配慮者受入要請書」（様式第4号）にて要請を行います。
- (6) 市災害対策本部は、福祉避難所を開設した場合、職員、要配慮者、関係者にその施設の情報を周知します。

5

福祉避難所の開設

(2) 受入者の決定

福祉避難所は、災害時において市災害対策本部の判断で開設される二次的な避難所であるため、原則として発災直後から避難所として市民が避難することはできません。

一般避難所に避難された人のうち、高齢者、障がい児・者、妊産婦など、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人であって、身体等の状況が介護保険関連施設、障害者支援施設、医療機関等へ入所・入院するに至らない程度の要配慮者を、市災害対策本部が受入者として決定し（避難所支援班で選定し、市災害対策本部長が決定）、施設へ「開設要請および要配慮者受入要請書」（様式第4号）または「要配慮者受入要請書（追加要請）」（様式第5号）をFAX等により送付します。

なお、受入先の福祉避難所の選定においては、要配慮者が日頃から利用している施設がある場合、その施設を優先して選定します。

5

福祉避難所の開設

(3) 受入者の移送

福祉避難所への受入れが決定した要配慮者の移送（一般避難所から福祉避難所の施設へ）については、原則として当該要配慮者の家族または地域まちづくり協議会等の地域の協力により行います。ただし、家族や地域による移送が困難な場合は、協力依頼施設の職員または湖南市職員が移送を行います。移送の調整は、市災害対策本部（避難所支援班）が行います。

(1) 一般避難所からの要配慮者の移送手段（支援）は、次の順番により行われます。

- ① 家族・地域による移送
- ② 協力依頼施設（職員）による移送
- ③ 湖南市（職員）による移送

(2) ②の移送の要請を行う場合は、あらかじめ施設に連絡の上、FAX等により「移送要請書」（様式第7号）を送付します。

(3) 市災害対策本部から要請を受け、施設が移送を行った場合は、「移送記録簿」（様式第8号）を作成してください。

移送に要した実費については、湖南市に請求することができます。

※ 『災害救助基準』参照

(4) 施設の閉鎖や退所時は、各自で帰宅していただくこととなり、移送費請求の対象とはなりません。

5

福祉避難所の開設

(4) 開設期間

福祉避難所の開設期間は、「開設要請および要配慮者受入要請書」（様式第4号）により湖南省が要請を行った期間とし、原則として災害発生の日から7日以内とします。しかし、市内全域が被害を受けたような大規模災害で、7日の期間内で閉鎖することが困難な場合は、事前に施設管理責任者等と協議し、必要最小限の期間を延長できるものとします。

(1) 災害救助法では、避難所（福祉避難所を含む。）は、災害に際し応急的に難を避ける施設であることから、開設の期間は災害発生の日から最大限7日以内と基準が定められています。また、開設の延長が必要な場合における、延長の期間は、必要最小限度の期間とされており、通常の場合、基準の期間である7日以内となります。これは再延長の場合も同様です。

※ 開設期間が予測できる場合、または一定期間以上の開設が必要であることが明らか場合は、国（県）と協議の上、7日を超える期間で開設または延長の期間を設定できる場合があります。

(2) 開設の延長にあたっては、事前に湖南省と施設が電話等で協議を行った上で決定するものとします。この場合、文書による要請は後日となる場合があります。

(3) 緊急入所施設は、介護保険法または障害者総合支援法に基づくものであり、開設期間に係る災害救助法の規定は適用されませんが、これを準用し、福祉避難所における開設期間と同様に扱います。

6

福祉避難所の設置運営

(1) 名簿の作成・管理

施設は、福祉避難所として受入れを行った要配慮者およびその家族等の介助者（以下、「要配慮者等」という。）について、市災害対策本部からの「開設要請および要配慮者受入要請書」（様式第4号）を受け、一般避難所で記載された「福祉避難所受入調査票」（様式第1号）を引き継ぐとともに、「要配慮者等受入リスト」（様式第6号）の作成および聞取調査（配慮を要すること等）を行ってください。

「要配慮者受入要請書（追加要請）」（様式第5号）による追加受入れがあった場合、退所等により受入者に変更が生じた場合、その他必要に応じて「要配慮者等受入リスト」（様式第6号）等の更新を行ってください。

- (1) 「要配慮者等受入リスト」（様式第6号）および配慮を要することの聞き取りは、福祉避難所の設置運営を行うにあたって早急に行っていただくものになります。湖南市からFAX等により施設へ示された「開設要請および要配慮者受入要請書」（様式第4号）に記載された情報を基に作成してください。
- (2) 「避難所定例報告書」（様式第13号）により、毎日、入退所者数等を市災害対策本部（避難所支援班）へ報告していただきます。
- (3) 要配慮者が退所する場合は、可能な限り転出（転居）先を確認し記録してください。
- (4) 言葉での理解が困難な聴覚障がい者、知的障がい者についてはコミュニケーション支援が必要であるため、その区分と必要な支援についてリストに記載してください。

6

福祉避難所の設置運営

(2) 人員配置

福祉避難所の運営にあたっては、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員等を配置します。

※ 要配慮者の適切な支援が行えるよう、生活相談員等は、できるだけ看護師、保健師、介護福祉士等の専門職の資格を有する者であることが望ましい。

- (1) 生活相談員等は、要配慮者の日常生活上の支援や相談業務のほか、関係機関との連絡調整業務等を行います。医療処置や治療、高度な介護サービス等を行うものではなく、これらを必要とする要配慮者は入院加療や緊急入所（ショートステイ）により対応を図ります。
- (2) 基本的に生活相談員等は、施設の既存の職員によるものとし、生活相談員等は夜間も配置（24 時間体制）が必要となります。
- (3) 福祉避難所の運営上、不足している人員の派遣について、避難所支援班を経由して、市災害対策本部に要請することができます。その際、避難所支援班は、市職員のほか、他施設職員、湖南省災害ボランティアセンター等に人的支援を求めることができます（「人的支援依頼票」（様式第 9 号））。
- (4) 障がい児・者への対応については、上記以外の人的支援として障害福祉サービス（居宅介護および重度訪問介護）を利用することもできます。（避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。）また、屋外の移動が困難な障がい児・者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすこともできます（平成 26 年 2 月 17 日厚生労働省・配慮局障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課事務連絡「災害により被災した要援護障害者等への対応について」参照）。
- (5) 福祉避難所において、上記の人的支援が難しい場合は、施設で賃金職員を雇い上げることができ、雇い上げにあたり生じた実費は、湖南省に請求することができます。

6

福祉避難所の設置運営

(3) 受入スペースの確保

福祉避難所では、要配慮者の特性を踏まえ適切に対応ができるよう、1人当たり面積について、概ね2～4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定し、避難生活に必要な空間を確保します。あわせて、できる限り施設内のバリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備を行います。

- (1) 空室を活用した個室による受入れやベッドの利用が可能な場合は、それを優先します。
- (2) 要配慮者の1人当たり面積については、概ね2～4㎡/人（畳2畳程度）を目安として設定します。
- (3) 地域交流スペースまたはデイサービスのスペース等を利用し、できるだけ1人当たりの面積を広く確保できるよう努めてください。
- (4) できる限り施設内の段差を解消する等、バリアフリー化に努め、要配慮者の生活環境の整備を行ってください。

6

福祉避難所の設置運営

(4) 食事の提供・食料等の管理

福祉避難所における避難者への食事の提供は、公平性の確保に最大限配慮し、避難者からの特別な要望については、可能な限り個別に対応してください。施設による食料の確保が難しいなど、食料等に不足が生じる恐れがある場合は、内容、数量等を取りまとめ、「食料・物資要請リスト」（様式第11号）により、市災害対策本部（避難所支援班）に支援を求めることができます。

(1) 避難者への食事に供する食料は、原則として施設にて確保していただきます。

局地的な災害の場合等で、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、施設で食料を購入するなどして調達してください。

※ 平常時から福祉避難所専用の備蓄食料を事前準備いただく必要はありません。

(2) 食事の提供に要した主食、副食および燃料等の実費は、湖南省へ請求することができます。この場合に目安となる額は、災害救助法に規定されている額とします。（災害救助法施行令第3条第1項に基づく「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定まっています。）

食事の調理に要する人件費については、この基準額には含まれませんので、人件費として計上してください。

(3) 食事の提供に要した総経費を、延給食日数で除した金額をもって、日額とします。（※ 大人も子どももすべて1人とし、1食は3分の1日として計算します。）

(4) 福祉避難所における食事の提供は、特別養護老人ホーム等の入所居住型施設における一般の要配慮者に通常提供される水準のものを求めるものではありません。

(5) 施設による食料の確保が難しいなど、食料等に不足が生じる恐れがある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「食料・物資要請リスト」（様式第11号）により、市災害対策本部（避難所支援班）に支援を要請してください。要請に応じ、市備蓄物資や他の自治体等からの援助物資、協定締結業者からの流通物資等による支援を行います。

(6) 市災害対策本部（避難所支援班）へ支援を要請し、食料の受入れを行った場合は、「食料・物資管理簿」（様式第12号）に受領内容、日時を記入し、適切な保管場所で保管してください。

6

福祉避難所の設置運営

(5) 物資の提供・管理

要配慮者への物資の提供にあたっては、公平性の確保に最大限配慮し、特別な要望については、可能な限り個別に対応してください。物資等に不足がある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「食料・物資要請リスト」(様式第 11 号)により、市災害対策本部(避難所支援班)に支援を求めることができます。

- (1) 要配慮者へ提供する毛布等の物資は、施設にて確保していただきます。局地的な災害の場合等で、通常の流通ルートが機能している場合や近隣の店舗等の営業がなされている場合は、施設で物資を購入するなどして調達を行ってください。

※ 平常時から福祉避難所専用の物資を事前準備いただく必要はありません。

なお、物資の調達に要した実費は、湖南省へ請求することができます。

【要配慮者へ提供する物資の例示】

① 被服、寝具および身の回り品

洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘、車いす、白杖、ベッド等

② 日用品

石けん、シャンプー、歯みがき、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等

③ 衛生・救急用品

マスク、絆創膏、消毒剤、ガーゼ、紙オムツ、ストーマ、生理用品、トロミ剤等

④ その他

茶碗、皿、コップ、箸等の食器等

※ 施設で物資を調達するにあたり、判断が難しい物資については事前に市災害対策本部(避難所支援班)へ相談してください。

- (2) 施設による物資の確保が難しいなど、物資に不足がある場合は、不足する内容および数量等を取りまとめ、「食料・物資要請リスト」(様式第 11 号)により、市災害対策本部(避難所支援班)に支援を要請してください。

要請に応じ、市備蓄物資や他の自治体等からの援助物資、協定締結業者からの流通物資等による支援を行います。

- (3) 市災害対策本部(避難所支援班)へ支援を要請し、物資の受入れを行った場合は、「食料・物資管理簿」(様式第 12 号)に受領日時を記入し、適切な保管場所へ保管してください。

- (4) 市災害対策本部(避難所支援班)は、コミュニケーションに支援が必要な要配慮者に必要な物品(ホワイトボード等)について、設置するように努めます。

6

福祉避難所の設置運営

(6) 施設職員・ボランティアの支援要請

施設は、福祉避難所の設置運営にあたり人材に不足がある場合は、「人的支援依頼票」（様式第9号）により、支援を要請することができます。

- (1) 施設は、施設の既存の職員・ボランティア等に不足がある場合、不足する職種・専門的な人材（看護師、保健師、介護福祉士等）および人数、活動内容、希望する活動日時等を取りまとめ、「人的支援依頼票」（様式第9号）により、市災害対策本部（避難所支援班）に支援を要請してください。
- (2) 市災害対策本部（避難所支援班）は、施設から要請を受けた場合は、速やかに派遣する人材を選定し、当該施設へ他の民間施設の職員等の派遣およびボランティアの活動調整を行います。民間施設職員の派遣については「その他依頼票」（様式第10号）により依頼します。ボランティアの活動調整については、湖南省災害ボランティアセンターへ電話等により依頼し、同センターは活動調整を行います。
- (3) ボランティアの活動が完了した場合、施設は、湖南省災害ボランティアセンターへ速やかに電話等により報告を行ってください。
- (4) 施設がボランティアの受入れを行った場合は、「避難所定例報告書」（様式第13号）により、市災害対策本部（避難所支援班）へ報告してください。

6

福祉避難所の設置運営

(7) 視覚障がい者、聴覚障がい者への支援（配慮）

視覚障がい者、聴覚障がい者は、情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況になることが予想されますので、より適切で有効な支援を行う必要があります。

- (1) 視覚障がい者には、トイレへの移動や食料の配給の受取りなど、人によるサポートを確保するようにしてください。
- (2) 視覚障がい者には、トイレの近くに場所を確保するようにしてください。
- (3) 避難所では、できるだけ盲導犬・聴導犬等もいっしょに生活できるようにしてください。
- (4) コミュニケーションに支援が必要な視覚障がい者、聴覚障がい者に対して、食料、物資の配布や情報提供等について配慮してください。
- (5) 手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者が必要な場合は、「人的支援依頼票」（様式第9号）により、市災害対策本部（避難所支援班）を通じて、派遣を要請してください。

6

福祉避難所の設置運営

(8) 緊急時対応

福祉避難所は、入所介護や療養、医療処置等を必要としない人が入所対象者となりますが、身体状況等の悪化により、緊急入所や医療処置、治療等が必要と判断される場合は、速やかに医療機関等へ移送し、適切な対応を図る必要があります。

- (1) 避難者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合は、速やかに市災害対策本部（避難所支援班）へ連絡を行い、指示を受けてください。
この場合、医療機関への緊急入院などの措置をすることとなります。
- (2) 移送手段や移送に要する費用等については、要配慮者の受入れ（移送）と同様の取り扱いとします。
- (3) 緊急に医療処置等を要し、市災害対策本部（避難所支援班）の指示を受ける時間がない場合は、施設の判断により対応し、その後、速やかに市災害対策本部（避難所支援班）へ報告してください。
- (4) 施設内で避難者のトラブル等が発生した場合は、状況により市災害対策本部（避難所支援班）または警察へ直ちに連絡してください。
- (5) 災害発生時等、直接福祉避難所へ避難することはできませんが、直接避難者が来られた場合は、一般避難所へ避難いただくようご案内ください。

6

福祉避難所の設置運営

(9) 報告書（日報）の提出

福祉避難所の運営にあたり、「避難所定例報告書」（様式第 13 号）により、施設の状況および要配慮者の受入状況等について、毎日、市災害対策本部（避難所支援班）へ報告してください。

- (1) 毎日の施設の状況および要配慮者の受入状況等について、「避難所定例報告書」（様式第 13 号）により、市災害対策本部（避難所支援班）へ報告を行ってください。
- (2) 報告は、原則として F A X を使用し、市災害対策本部（避難所支援班）があらかじめ指定する時刻および番号に行うものとします。

【報告先】 湖南省災害対策本部（避難所支援班）

FAX 0748-72-3788（湖南省役所社会福祉課）

※ 災害の状況により、報告先が変更になる場合があります。

- (3) 施設の状況のほか、日ごとの受入人数、新規入所者（退所者）の氏名等を市災害対策本部（避難所支援班）へ報告してください。自宅へ帰宅されるなど、退所者が発生した場合は、可能な限り転出先（連絡先を含む。）を確認し記録してください。
- (4) 災害の状況等により、F A X による報告が難しい場合は、緊急を要する場合を除き、後日まとめて市災害対策本部（避難所支援班）に報告を行ってください。

6

福祉避難所の設置運営

(10) 閉鎖（指定解除）

避難者がすべて退所し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、市災害対策本部は福祉避難所としての指定の解除を行います。

- (1) 市災害対策本部（避難所支援班）は、施設が早期に本来の活動を再開できるよう、避難者に対し生活再建に係る相談を行うなど、各種支援制度につなげることで福祉避難所の早期閉鎖に努めます。
- (2) 福祉避難所としての指定の解除を行った場合は、市災害対策本部は施設に対し、「福祉避難所指定解除通知書」（様式第 14 号）を交付します。
- (3) 福祉避難所の閉鎖後は、湖南省市に対し速やかに設置運営経費の請求手続きを行います。
- (4) 福祉避難所の開設が長期化し、福祉避難所ごとの入所数にばらつきが出るなどした場合は、各施設および避難者に相談の上、福祉避難所の統廃合を図ることがあります。
- (5) 施設の原状回復に要する費用は、「福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書」（様式第 15 号）をもって、実費を湖南省市へ請求することができます。

7

費用の積算および請求

(1) 費用の積算

施設が、福祉避難所の設置運営のため要した費用および湖南省の要請に基づき施設が実施した事項に係る費用は、所要の実費を湖南省が負担します。

(1) 生活相談員等の配置に要した人件費、要配慮者に要した食費およびその他の費用については、湖南省が所要の実費を負担します。

(2) 所要の実費は、項目ごとに次頁の額を目安とします。

災害の規模および被災者の状況等により、次頁の表により難しい場合にあっては、湖南省と協議の上決定します。

※ 特別基準（災害救助基準に規定されていないもの、基準を超えて実施するもの）の適用については、事前に市災害対策本部（避難所支援班）と協議を行ってください。

(3) 福祉避難所としての開設期間であっても、通常の施設運営に係る費用は請求いたしません。

災害救助基準

令和元年 10 月 1 日現在

No	種 類	費用の限度額	備 考
1	避難所の設置	<p>【基本額】 避難所設置費 1人1日当たり 330 円以内</p> <p>【加算額】 冬季(10月～3月) 別に定める額</p>	<p>1 費用には、下記が含まれる。</p> <p>① 避難所の設置</p> <p>② 維持および管理のための賃金職員等雇上費</p> <p>③ 消耗器材費 ※ 石けん等、避難者が共同で使用するもの。個人が使用するものは No. 3による。 ※ 救援物資等、外部から受け入れた物資は精算対象外</p> <p>④ 建物等の使用謝金、借上費または購入費 ※ 閉鎖時の原状復旧費等</p> <p>⑤ 光熱水費および仮設便所等の設置費</p> <p>2 輸送費は別途計上</p> <p>3 器材等はレンタルを基本とするが、状況に応じ、購入も可能</p>
		<p>「福祉避難所」を設置した場合、地域における通常の実費を必要経費として加算</p>	<p>① 生活相談員の配置経費</p> <p>② 要配慮者の日常生活支援に必要な紙おむつ等の消耗器材等の購入費</p> <p>③ 要配慮者の生活環境を整備するための簡易洋式トイレ等仮設設備の購入費</p>
2	炊き出しその他による食品の給与	1人1日当たり 1,160 円以内	<p>1 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日、大人も子どもも 1人とする。)</p> <p>2 輸送費、人件費は別途計上</p>

No	種 類	費用の限度額						備 考	
3	被服・寝具その他生活必需品の給与または貸与	下記区分に応じた金額の範囲内						1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。 3 救援物資を給付した場合は、精算対象外	
		区分 (単位は円)	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに 加算	
		全壊 全焼 流出	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上 浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
		※ 夏季とは、4月1日から9月30日までの間、冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。この季別は、災害発生の日をもって決定する。							
4	輸送費および賃金職員等雇上げ費	地域における通常の実費							

※ 災害救助基準については、災害救助法の改正等に伴い、改定される場合があります。

7

費用の積算および請求

(2) 請求手続き

湖南省への費用の請求にあたり、福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書を提出するものとします。

- (1) 湖南省への費用の請求にあたっては、「福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書」(様式第 15 号)を請求書と領収書の写しを併せて提出してください。
- (2) 請求書の様式については、特段の定めはありません。
- (3) 福祉避難所の開設期間が長期化する場合は、開設期間中であっても月単位等により、「福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書」(様式第 15 号)をもって、湖南省に対し費用の請求を行うことができます。
- (4) 費用の積算根拠となる領収書等の支払伝票の証拠書類は、施設で揃えておく必要があります(5年保存)。
- (5) 必要に応じて、湖南省による監査を実施します。

8 平常時における取組み

(1) 市の役割

1 福祉避難所の指定・確保

湖南省は、次の要件を満たす市内の高齢者通所介護事業所・障害者生活介護事業所等に協力を要請し、福祉避難所の協定を締結します。

【福祉避難所の指定要件】（『福祉避難所の確保・運営ガイドライン』（内閣府）より抜粋）

- ① 施設が耐震、耐火構造の建築物であり、安全性が確保されていること。
- ② 施設内におけるバリアフリー化等、避難者の安全性が確保されていること。
- ③ 避難者の特性を踏まえ、安心できる避難スペースが確保されていること。

2 福祉避難所の状況把握

湖南省は、災害時において速やかに福祉避難所を開設できるように、平常時からの連携として、毎年5月末までに災害時の緊急連絡体制、受入可能な範囲、人数等の状況把握と災害時における福祉避難所に関する調書の作成を行います。

3 避難行動要支援者把握のためのデータ管理

湖南省は、災害時に避難誘導や安否確認、また、避難所での生活支援を円滑に行うために避難行動要支援者の名簿を作成します。災害時の避難支援を希望し、平常時から個人情報の開示に同意することを前提として、本人・家族や代理人の同意の上、同意書の提出があった者を避難行動要支援者名簿に登録します。

作成した名簿は、民生委員児童委員、区・地域まちづくり協議会、自主防災組織、消防署、消防団、警察署と共有するものとします。

※ 要配慮者の中には、避難行動要支援者として市に登録をしている人がいます。

【避難行動要支援者とは】

- ① 75歳以上の一人暮らしの人または75歳以上の人のみで構成される世帯の人
- ② 要介護認定（3～5）を受けている人および認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡa以上の人
- ③ 身体障害者手帳の1級または2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓・じん臓機能障がいのみで該当するものは除く。）

- ④ 療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級または 2 級の所持者
- ⑥ 市の生活支援を受けている難病患者

4 福祉避難所の物資・機材等の確保

湖南省は、避難生活において必要となる食料・飲料水・物資等については、まずは要配慮者自らが準備をするように自助の啓発を行っています。避難生活が長期間となる場合は、福祉避難所からの要請により、運営に必要な物資（食料を含む。）・機材等を準備します。

5 人材派遣の整備

湖南省は、ボランティア派遣の必要性がある場合、湖南省社会福祉協議会に対してボランティアの受入窓口の設置や湖南省災害ボランティアセンター等と連携した体制を整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応を行います。

また、協定締結施設間同士での職員派遣や、専門機関とも平常時から連携をとることで、災害時の介助や介護の課題についても、専門職の派遣協力を得て解決できるようにします。

6 移送手段の確保

一般避難所から福祉避難所への移送は、基本的に家族または地域の支援者の協力により行います。家族などで移送できない場合は、湖南省が協定締結施設の福祉車両による輸送等の協力を要請するものとします。

7 緊急一時入所等に係る連携強化

湖南省は、専門的なケアを必要とする障がい児・者、難病患者・人工透析患者、傷病者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要があります。このため、社会福祉施設や医療機関等への連絡調整の窓口、要請系統も定めておきます。

8 福祉避難所運営体制の事前整備

湖南省は、福祉避難所運営体制の事前準備として、健康福祉部を中心とした横断的な組織により、要配慮者の安否確認、移送支援、福祉避難所の開設・運営など要配慮者の避難支援業務を実施します。

また、災害時に支援対策を円滑に行うことができるよう、関係団体等で構成する避難行動要支援者支援連絡会議などの体制を整備しておきます。

8 平常時における取組み

(2) 協定締結施設の役割

1 要配慮者に対応した機器・設備の整備

協定締結施設は、福祉避難所を設置する場合、要配慮者に配慮した機器・設備の整備が重要です。障がい児・者対応のトイレの設置や施設内の段差の解消など、バリアフリー化に努めるものとします。

また、日頃から発電機、AED等の機器の点検を行うほか、定期的に設備のメンテナンスを行い、安全性を確認します。

2 要配慮者に対応した情報伝達機器の整備

協定締結施設は、無線機やラジオ、テレビ、パソコンなど、要配慮者の適性に対応した情報伝達が可能な機器の整備に努めるものとします。

3 要配慮者に対応した日用品等の備蓄

協定締結施設は、可能な範囲で次のような物資の備蓄に努めるものとします。福祉避難所は一時的な避難場所として捉え、多様なニーズに応えられるような品揃えが求められます。

また、プライバシーに配慮したパーテーションや防音ボードなども必要です。

※ 平常時から福祉避難所専用の日用品等を事前準備いただく必要はありません。

あくまで通常の事業において必要とされる日用品等を、福祉避難所開設時に利活用すると考えてください。

なお、基本的に備蓄は自助（避難者個人）によりますが、1～3日目までは自助、4日目以降は市または県からの支給という考え方で対応することとなります。

【要配慮者に対応した食料・生活必需品等の例】

	一般的な備蓄	要配慮者対応
食料・水	アルファ米、乾パン、ビスケット、ペットボトル水	缶詰かゆ、粉ミルク、離乳食、栄養補助食品、疾病（アレルギー体質を含む。）に応じた食品等
生活必需品等	毛布、タオル、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、懐中電灯、乾電池、ビニールシート、カイロ、清拭剤、マスク等	ほ乳びん、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、電気ポット、カセットコンロ、ストーブ、車いす、マット等
その他	仮設トイレ	ポータブルトイレ

※ 一般の避難者が必要な備蓄品に加え、要配慮者に対応した備蓄品も必要となります。

4 災害時における施設職員の勤務体制

協定締結施設は、万が一災害が発生した場合を想定し、職員の勤務体制について検討しておきます。例えば、市内・市外職員が施設まで出勤できる体制なのか、夜間・週末の対応はどのようになるのか、勤務体制はどのように組むのか等といったことを、あらかじめ決めておく必要があります。

8 平常時における取組み

(3) 市・協定締結先施設の共通の役割

1 避難訓練の実施

協定締結施設と湖南省は、災害時を想定した図上訓練や福祉避難所の開設・運営について、連携して訓練を実施するように努めます。訓練を通じて、連絡体制の整備、生活必需品等の調達、人材の確保、移送手段の確保の方法等を確認します。明らかとなった課題については、湖南省と情報を共有して次回訓練時に活用します。

2 福祉避難所の周知

協定締結施設と湖南省は、どの施設が福祉避難所であるのかを市民に周知するとともに、福祉避難所の対象者や役割、開設時期等についても周知する必要があります。

1 守秘義務の遵守

- (1) 福祉避難所の設置運営にあたっては、協定において個人情報保護の義務、守秘義務が課せられており、避難者等の情報を他に漏らしてはなりません。これは、福祉避難所を閉鎖した後も同様です。
- (2) 避難者についての問合せ等の対応は、市災害対策本部が行いますので、疑義が生じた場合は、その都度、市災害対策本部へ連絡し指示を仰いでください。

2 福祉避難所の設置運営に係る訓練等の推進

- (1) 災害が発生した時、本マニュアルに基づき、福祉避難所の設置運営が円滑に実施されるよう、地域の防災訓練等と併せて、平常時から災害時における対応についての訓練を実施しておくことが必要です。
- (2) 訓練を通じて、体制や本マニュアル等の検証を行いながら、その改善・充実を図るものとします。

3 意見交換会等の開催

- (1) 必要に応じて、本マニュアルの実施に係る意見交換会を開催し、適時、見直し等を行うものとします。

要配慮者の特徴と支援のポイント

1. 視覚障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 視覚による被害状況等の情報収集が難しい。（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。）</p> <p>2 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなり、自分一人では動くこと、避難することができない。</p> <p>3 避難所等慣れない場所で行動することが難しい。</p> <p>4 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知が困難な場合が多いため、音声による情報伝達および状況説明が必要である。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃からあいさつや声かけを行うなど、音声によるコミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要である。（介護者の肩やひじを持ってもらい、ゆっくり、自分が先に立って誘導する。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導する。</p> <p>(2) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(3) 日常の生活圏であっても災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。</p> <p>(4) 白杖等を確保する。</p> <p>(5) 安否確認および避難所への歩行支援を行う。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 行政からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせ、不安を和らげる。</p> <p>(2) わかりやすい口調で伝える。</p> <p>(3) 音声情報で複数回繰り返す。</p> <p>(4) 点字や拡大文字のほか、指点字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組合せでコミュニケーションをとり情報提供に努める。</p> <p>(5) 盲ろう者通訳・介助員を避難所等に派遣する。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 避難所内の案内を行う。特にトイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。</p>

	(2) 仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。
--	--

2. 聴覚障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 音声（テレビ・ラジオ・電話など）による情報が伝わらない。（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。）</p> <p>2 音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要である。</p> <p>3 緊急時でも言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>4 外見からは障がいのあることがわからない。</p> <p>5 必ずしも手話ができるわけではない。</p> <p>6 盲ろう者の場合には、さらに併せ持つ障がいに応じたニーズがあることに留意する。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がける。また、口の動きで言葉を理解できることもあるため、身振りを交え、正面から大きく口を開けて、ゆっくり話す。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p>
	<p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) いち早く適切な情報を伝え、不安を和らげる。また、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意する。</p> <p>(2) 手話や文字情報によって状況説明を行い、安全に避難所等へ誘導する。</p> <p>(3) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携帯を確認した上で避難誘導を行う。</p>
	<p>2 情報伝達</p> <p>(1) コミュニケーション手段を本人にまず確認する。</p> <p>(2) 正面から口を大きく動かして話す。</p> <p>(3) 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。（常時筆記用具を用意しておく。）</p> <p>(4) 盲ろう者通訳・介助員・手話通訳者および要約筆記者を避難所等に派遣する。</p> <p>(5) 掲示板、FAX、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 情報から取り残されないよう、伝達事項は、紙に書く、掲示板に書くなどして情報を伝える。</p> <p>(2) 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p>

3. 言語・音声機能障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 外見からは障がいのあることがわからない。</p> <p>2 言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>3 自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から筆談や身振りなどでコミュニケーションを積極的にとるように心がける。また、相手の言葉を注意深く聴き取るように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 手話や文字情報によって状況説明を行い、安全に避難所等へ誘導する。</p> <p>(2) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) いち早く適切な情報を伝え、不安を和らげる。また、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておく。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 伝達事項は、紙に書いて知らせる。</p> <p>(2) 派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p>

4. 肢体不自由者・平衡機能障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の身を守ることが難しい。</p> <p>2 自立歩行が困難な人や寝たきりの人など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>3 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多く、車いす等の補助用具が必要である。メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 担架や車いすなどの移動用具の取扱訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認する。</p> <p>(4) 家具の転倒防止など、あらかじめ住まいの安全を確保する。</p>

<p>工具)も必需品である。</p> <p>4 まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p>	<p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 自分で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p> <p>(2) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(3) 状況を伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>(4) 一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたる。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) いち早く適切な情報を伝え、不安を和らげる。また、言葉が不自由な人には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておく。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 車いすが通れる通路を確保する。</p> <p>(2) 家具の転倒防止などの安全を確認する。</p> <p>(3) トイレ等の設備を確認する。</p> <p>(4) 車いす用のトイレを確保する。</p>
---	---

5. 内臓部（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能）障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 障がいの程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。</p> <p>2 外見だけでは、障がいがあるかどうかわかりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>3 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>4 常時適切な医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品がなければ、命に関わる場合があ</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃からあいさつや声かけを行うなど、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 担架や車いすなどの移動用具の取扱訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認する。</p> <p>(4) かかりつけの医療機関や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておく。</p>

<p>る。</p> <p>5 医薬品を携帯する必要がある。</p> <p>6 災害の状況によって、状態が悪化することがある。</p>	<p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(2) 状況を伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>(3) 一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたる。</p> <p>(4) 常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) いち早く適切な情報を伝え、不安を和らげる。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。</p> <p>(2) 医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</p> <p>(3) 食事制限の必要な人の確認も必要となる。</p> <p>(4) 医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。</p> <p>(5) 薬やケア用品の確保も必要となる。</p> <p>(6) 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療的援助が必要な場合がある。</p> <p>(7) ストーマ装用者にとってはストーマ用装具が必要である。 (※ ストーマ用装具：蓄便袋、蓄尿袋など)</p> <p>(8) ストーマ装用者にとってはトイレや水道などの水洗い場・補装具置き場等が必要となる。</p> <p>(9) 各種装具・器具用の電源確保が必要となる。(人工呼吸器の予備電源確保も含む。)</p>
--	---

6. 知的障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 急激な環境の変化に順応しにくいため、災害発生時等は精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>2 一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとる場合があるため、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかける。</p> <hr/> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 一人にいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。</p> <p>(2) いち早く適切な情報を伝え、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげる。</p> <p>(3) 災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明し、必要に応じて手を引いて安全な場所へ誘導する。動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援する。</p> <p>(4) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(5) 必ず誰かが付き添い、一人にはしない。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。</p> <p>(2) 絵、図、文字などを組み合わせ、理解しやすい方法で情報を伝える。</p> <p>(3) 言葉が伝わりにくい場合は、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえるよう工夫する。</p> <p>(4) 精神的に不安定になる場合があることに配慮する。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着</p>

	かせるように配慮する。
--	-------------

7. 精神障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 災害発生時には、環境の変化等の影響を受け、精神的動揺が激しくなる場合がある。</p> <p>2 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。（※多くは自分で危険を判断し、行動することができる。）</p> <p>3 普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 行動上の特徴や服用している薬の名前や量を事前に確認しておく。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 精神的動揺が激しくなる場合があるため、いち早く適切な情報を伝え気持ちを落ち着かせるとともに、恐怖感を与えないよう優しい言葉をかけ、不安を和らげる。</p> <p>(2) 災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のないやり方で誘導する。動揺している場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援する。</p> <p>(3) 避難誘導をする際は、具体的な見通しを伝えながら、安全に誘導する。</p> <p>(4) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携帯を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 文字や絵など、目で見てわかる情報で伝える。</p> <p>(2) 精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 孤立してしまうことがあるため、家族や本人をよく知る人といっしょに生活できるよう配慮する。</p> <p>(2) 服薬を継続することが必要な人もいるため、本人および支援者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などの利用が必要である。</p> <p>(3) 関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。</p>

8. 発達障がい者

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 災害発生時には、環境の変化等の影響を受け、こだわりや変化に対する抵抗を示し、パニック（走り回る、大声を出す、同じことを何度も言う、動かないなど）になる場合がある。</p> <p>2 自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。（※多くは自分で危険を判断し、行動することができる。）</p> <p>3 混乱しているときは、ことばの理解度が非常に難しくなる。</p> <p>4 一見障がいがないように見えるが、困っていることを伝えられない、とっさのときにことばにならない。</p> <p>5 集団行動をとりにくい、いつもと違うことでパニックをおこし易い。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 行動上の特徴を事前に確認しておく。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 一人でいるときに危険が迫った場合には、緊急に保護する。声をかけても反応しない人もいる。</p> <p>(2) 静かな声でゆっくりと傍で話しかける。大きな声でたたみかけるようにことばをかけると混乱したままの状態での応答になり、普段十分会話ができる人でも通じなくなる。</p> <p>(3) 災害の状況や避難所等の位置を短い言葉や文字、絵、写真等を用いてわかりやすく説明する。必要に応じて誘導する。動揺している場合には、日常の支援者が同伴するなどして気持ちが落ち着くよう支援する。</p> <p>(4) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 文字や絵を組み合わせた筆談で情報を伝える。（常時筆記用具を用意しておく。）</p> <p>(2) 変更の可能性がある事柄についてはその旨も表記して伝える。</p> <p>(3) 掲示板、FAX、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送専用テレビを避難所に設置することに努める。</p> <p>(4) 具体的に、短い言葉で、わかりやすく理解しやすい方法で情報を伝える。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 刺激が多いと混乱することがあるので、別室を確保する、段ボール等で仕切りをつくるなどの配慮が必要。</p> <p>(2) 感覚の過敏や鈍さがありケガをしていても気づいていない</p>

	<p>こともあり注意が必要。体育館などの音の響くところは苦手な人もあるため、生活する場所の位置に配慮する。</p> <p>(3) こだわり、特定の物しか受け付けないなどがあるが、わがままではないので無理強いしないよう配慮する。(特に食事)</p>
--	---

9. 認知症を有する人

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 自力で判断し、行動することが難しい。</p> <p>2 相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>3 日時、場所、人に関する見当が混乱することがある。</p> <p>4 言葉が出てこないこと、意味を理解できないことがある。</p> <p>5 些細な環境の変化であっても適応が難しい。</p> <p>6 計画や手順を考えて実行することが困難になる。</p> <p>7 知っているはずの記憶を呼び覚ますことができなくなる。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合があるため、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかける。同時に2つ以上のことを伝えないようにする。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) いち早く安否確認に向かう。また、適切な情報を伝え、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安を和らげる。</p> <p>(2) 緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちが落ち着くよう支援しながら安全に誘導する。</p> <p>(3) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(4) 必ず誰かが付き添い、一人にはしない。</p> <p>2 情報伝達</p> <p>(1) 具体的に、短い言葉で、わかりやすく理解しやすい方法または本人が納得する方法で情報を伝える。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) 環境の変化を理解できずに気持ちが混乱する場合、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。(家族や地域の人など、顔なじみのある人といっしょに過ごせるよう配慮する。)</p>

	<p>(2) 食事をしたことを忘れて要求するなど、最近の出来事をすっかり忘れることがある。</p> <p>(3) 身の回りの物の用途がわからなくなることがある。</p> <p>(4) 服の着替えがうまくできないことがある。</p> <p>(5) 環境の変化にうまく対応できないことがある。</p>
--	--

10. 寝たきりの人

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>1 自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の安全を守ることが難しい。</p> <p>2 相手に自分の状況を知らせることが難しい。</p> <p>3 担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。</p> <p>4 温度変化等への抵抗力が弱い。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 日頃から自宅へ訪問するなどして、コミュニケーションを積極的にとるように心がける。</p> <p>(2) 要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p> <p>(3) 担架や車いすなどの移動用具の取扱訓練を行う。また、移動用具の保管場所を確認しておく。移動用具がない場合は、毛布などで応急担架を作ることができるので、その方法について確認しておく。</p> <p>(4) 医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておく。</p> <p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) いち早く安否確認に向かう。また、適切な情報を伝え、不安を和らげる。</p> <p>(2) 服用している薬、薬手帳、眼鏡、入れ歯等の生活用品等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(3) 一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたる。</p> <p>3 避難生活</p> <p>(1) トイレ・入浴設備など物的配慮を行う。</p> <p>(2) 家族に対する支援も忘れないようにする。</p>

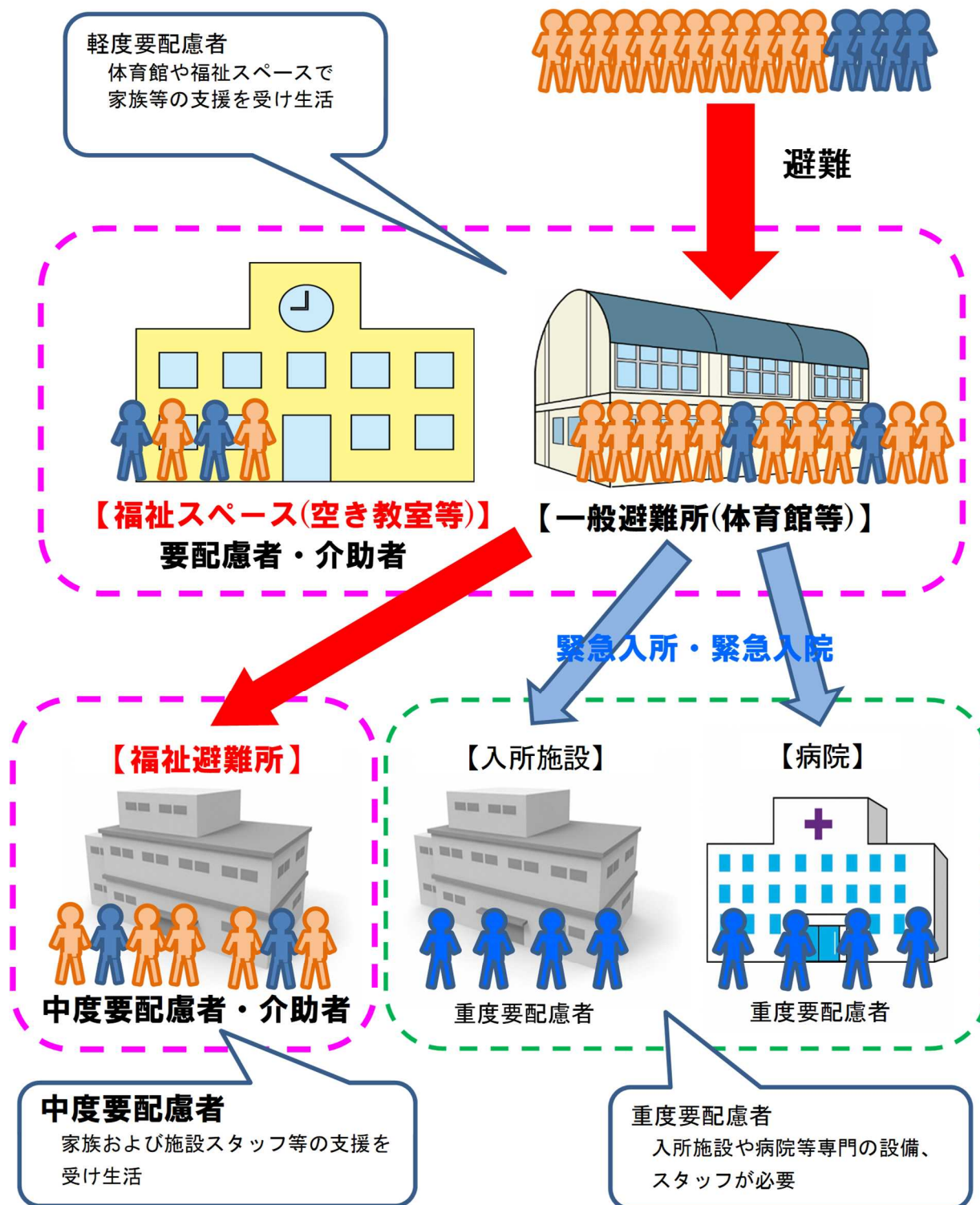
11. 妊産婦

特 徴	支援のポイント（配慮事項）
<p>〔妊娠初期：0～15週〕</p> <p>1 外見からは妊婦であることがわからない。</p> <p>2 つわりにより食事や水分が全くとれない、または頻繁に嘔吐を繰り返す場合がある。</p> <p>3 お腹が痛み、膣からの出血を伴う場合がある。</p>	<p>【平常時】</p> <p>(1) 妊産婦として災害に遭遇する可能性があることを自覚してもらう。</p> <p>(2) かかりつけの産婦人科医や必要な医療機材、医薬品など事前に確認しておく。</p> <p>(3) 可能であれば、要配慮者の家族等といっしょに避難所までの道のりを確認するなど、普段から、災害に備えて支援方法の確認を行う。</p>
<p>〔妊娠中期：16～27週〕</p> <p>1 規則的にお腹が張る。腹痛を伴う。膣からの出血、破水が起こる場合がある。</p> <p>2 切迫早産、早産の症状がある場合、安静が必要となる。</p> <p>3 妊娠高血圧症候群を疑う症状がある場合がある。（頭痛、目の前がチカチカするなど。）</p> <p>4 常位胎盤早期剥離を疑う症状がある場合がある。（急激な大出血、お腹が板状に固いなど。）</p>	<p>【災害時】</p> <p>1 避難誘導</p> <p>(1) 母子手帳の携行を確認した上で避難誘導を行う。特に、出産が近い場合、分娩準備品や出産後のオムツ、お尻ふき等の携行を確認した上で避難誘導を行う。</p> <p>(2) お腹が大きい、身動きがとりにくい、分娩後に身体が回復しないなど、避難行動が困難な場合があるため、必ず誰かが付き添い、一人にはしない。</p>
<p>〔妊娠後期：28週以降〕</p> <p>1 妊娠中期1、2、3、4同様。</p> <p>2 お腹で足元が見えにくく、身体が思うように動かないことから、転倒することがある。</p> <p>3 お腹が大きいいため横になりにくい。</p> <p>4 36週以降はいつ陣痛が始まってもおかしくない。</p> <p>〔産褥期：出産後から6～8週間〕</p> <p>1 分娩後の回復が十分でない場合がある。</p> <p>2 血の塊を含む大量の悪露が出る</p>	<p>3 避難生活</p> <p>(1) 外見から妊産婦であることが把握しづらいため、居場所の把握に努める。</p> <p>(2) 深部静脈血栓症、肺塞栓症（エコノミークラス症候群）のハイリスク者であることに注意する。</p> <p>(3) できるだけ栄養が偏らない食事の確保に努める。お菓子を食事代わりにしないように注意する。</p> <p>(4) お腹が張るといった症状がなければ、適度な運動を促す。</p> <p>(5) 安静がとりやすい環境整備に努める。状況によっては、個室の確保も必要。</p> <p>(6) 感染しやすい状態のため、生活空間を清潔に保つ。</p> <p>(7) 検査できるようであれば、血圧の上昇や尿蛋白の有無を確認する。</p> <p>(8) 心身のストレス軽減に努める。</p> <p>(9) 関係医療機関との連絡・支援体制が必要である。</p> <p>(10) 産後は児の夜泣きや授乳があるため、できるだけ個室か産婦のみの部屋の確保が望ましい。</p>

<p>場合がある。(子宮復古不全)</p> <p>3 悪露の臭いが強く、発熱がある 場合がある。(子宮内感染)</p> <p>4 1日数回授乳が必要である。</p> <p>5 乳房緊満が強くなり、発熱する 場合がある。(乳腺炎)</p>	
--	--

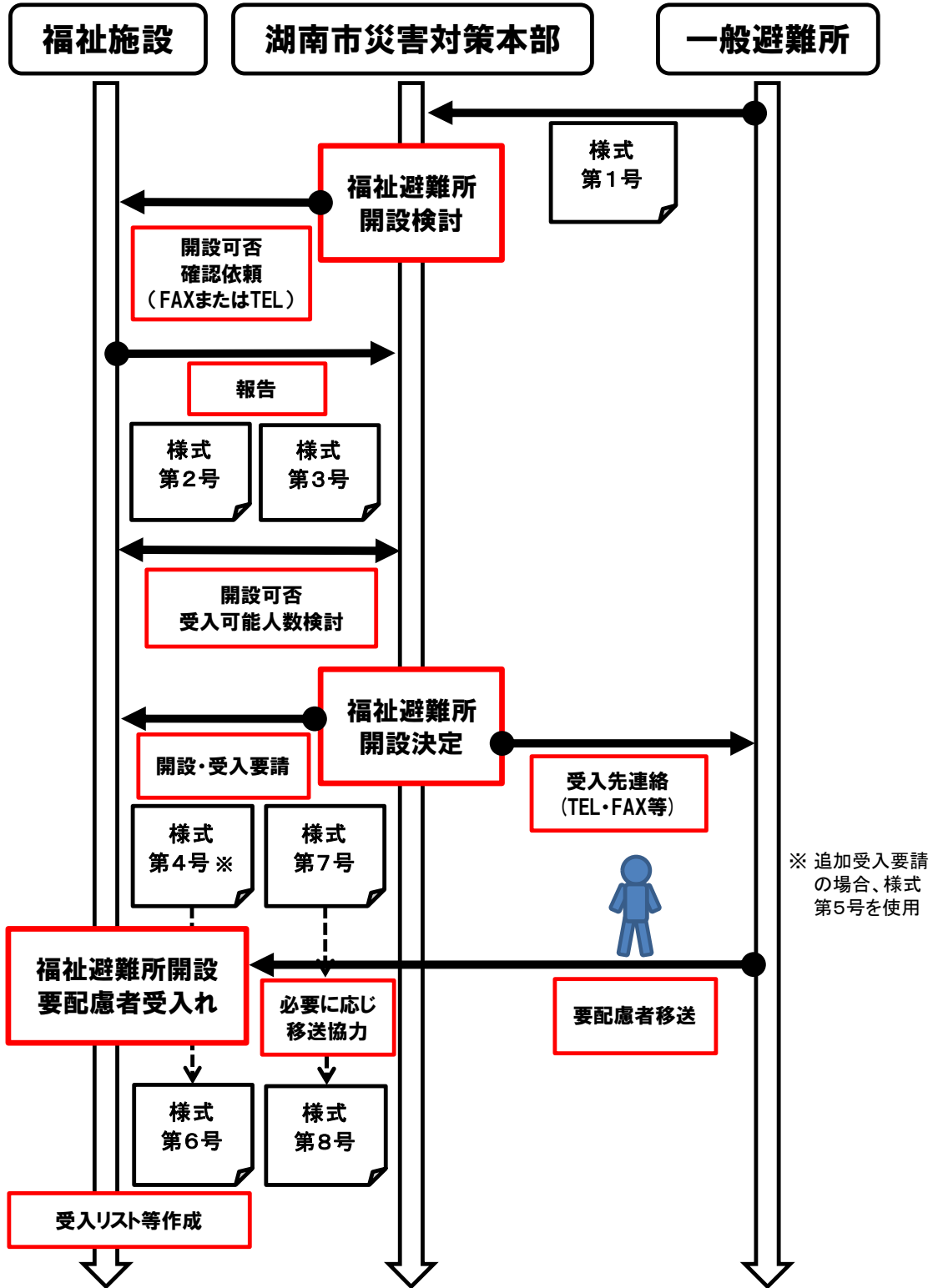
福祉避難所等の開設フロー図

※ 福祉避難所は、一般避難所開設後の二次的避難所であるため、小規模災害では開設しない予定です。(主に地震災害での開設を想定)

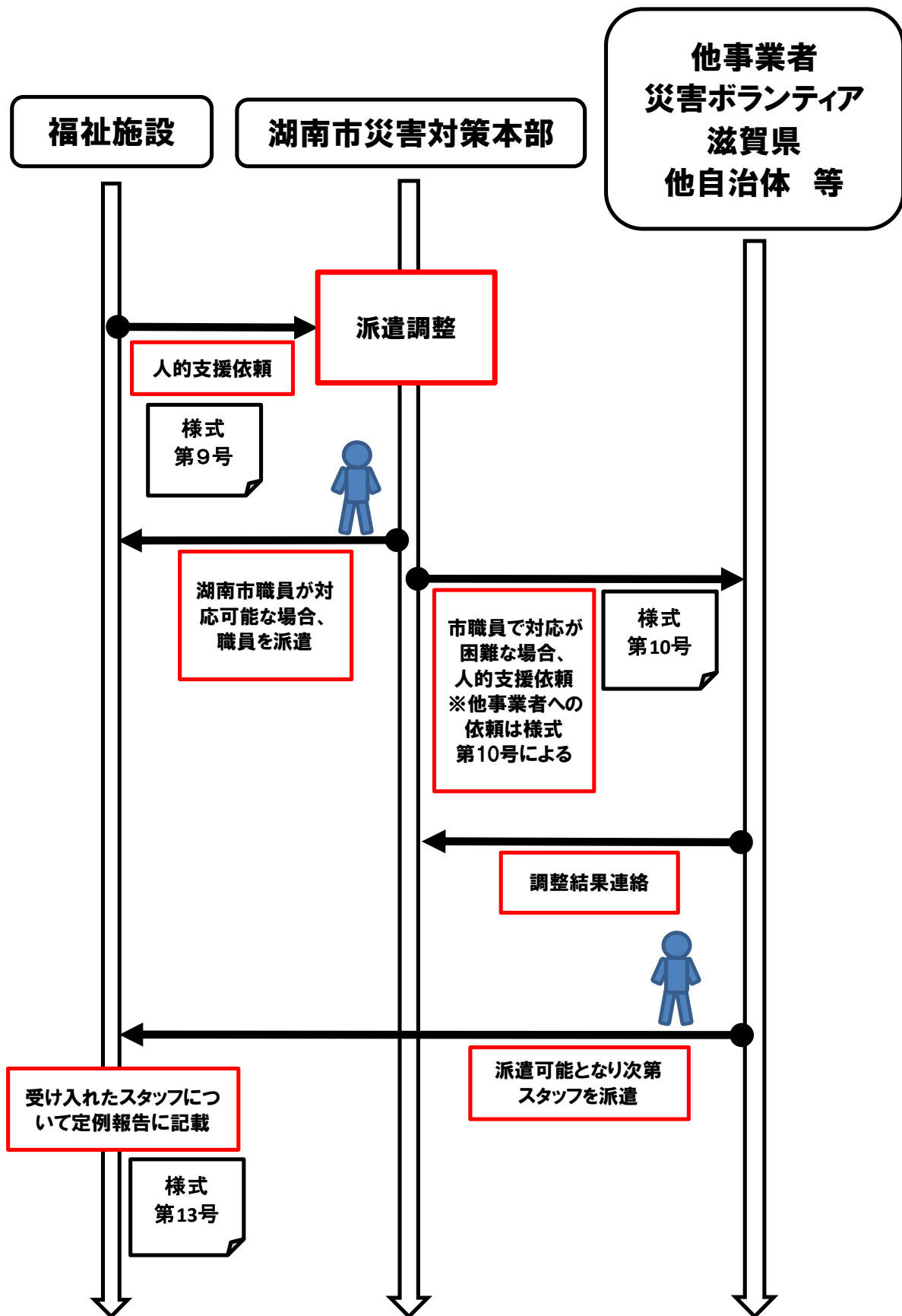


福祉避難所の開設・運営に関する連絡フロー図

福祉避難所に関する想定連絡フロー図 ① 【開設まで】

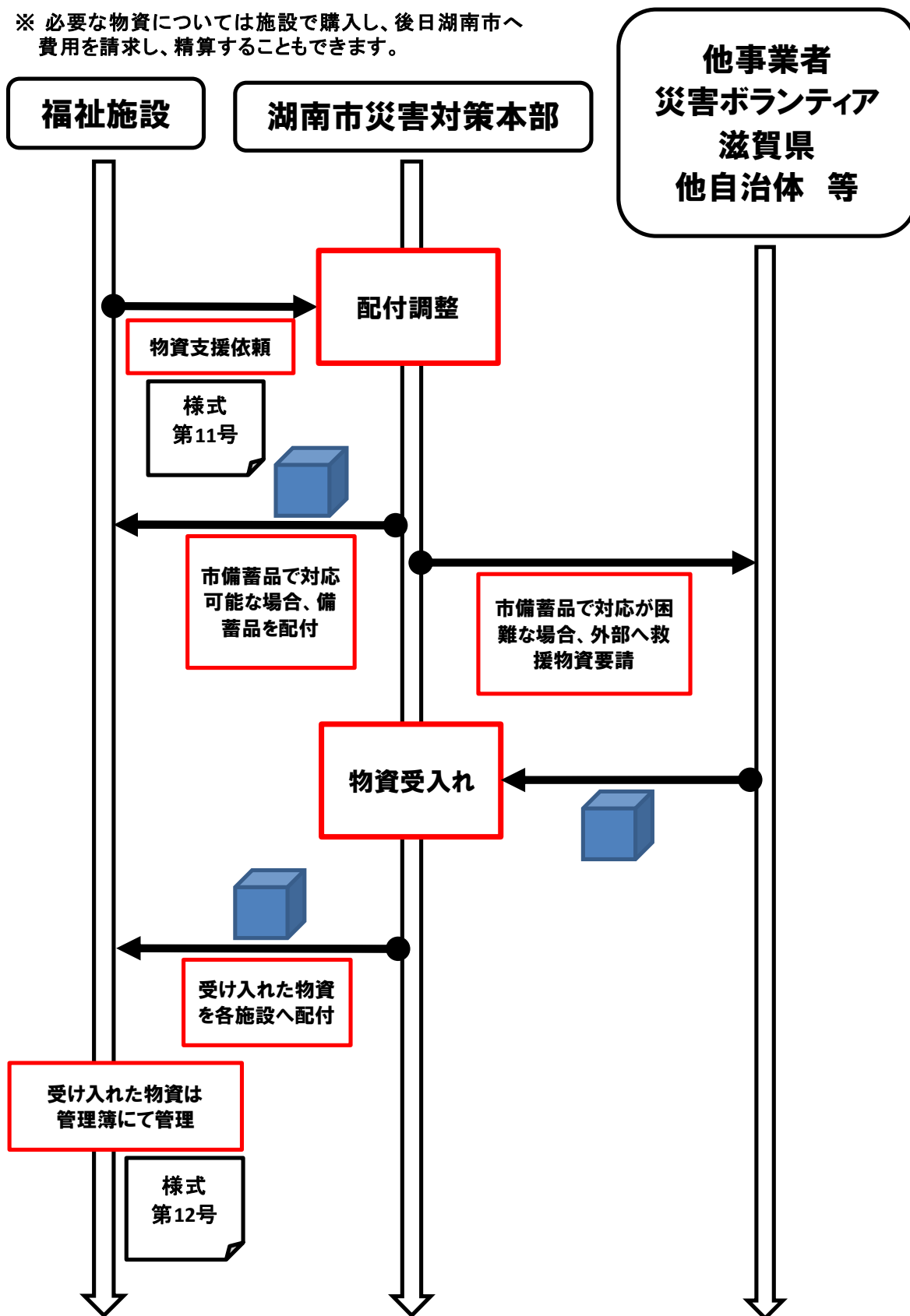


福祉避難所に関する想定連絡フロー図 ② 【人的支援の依頼】

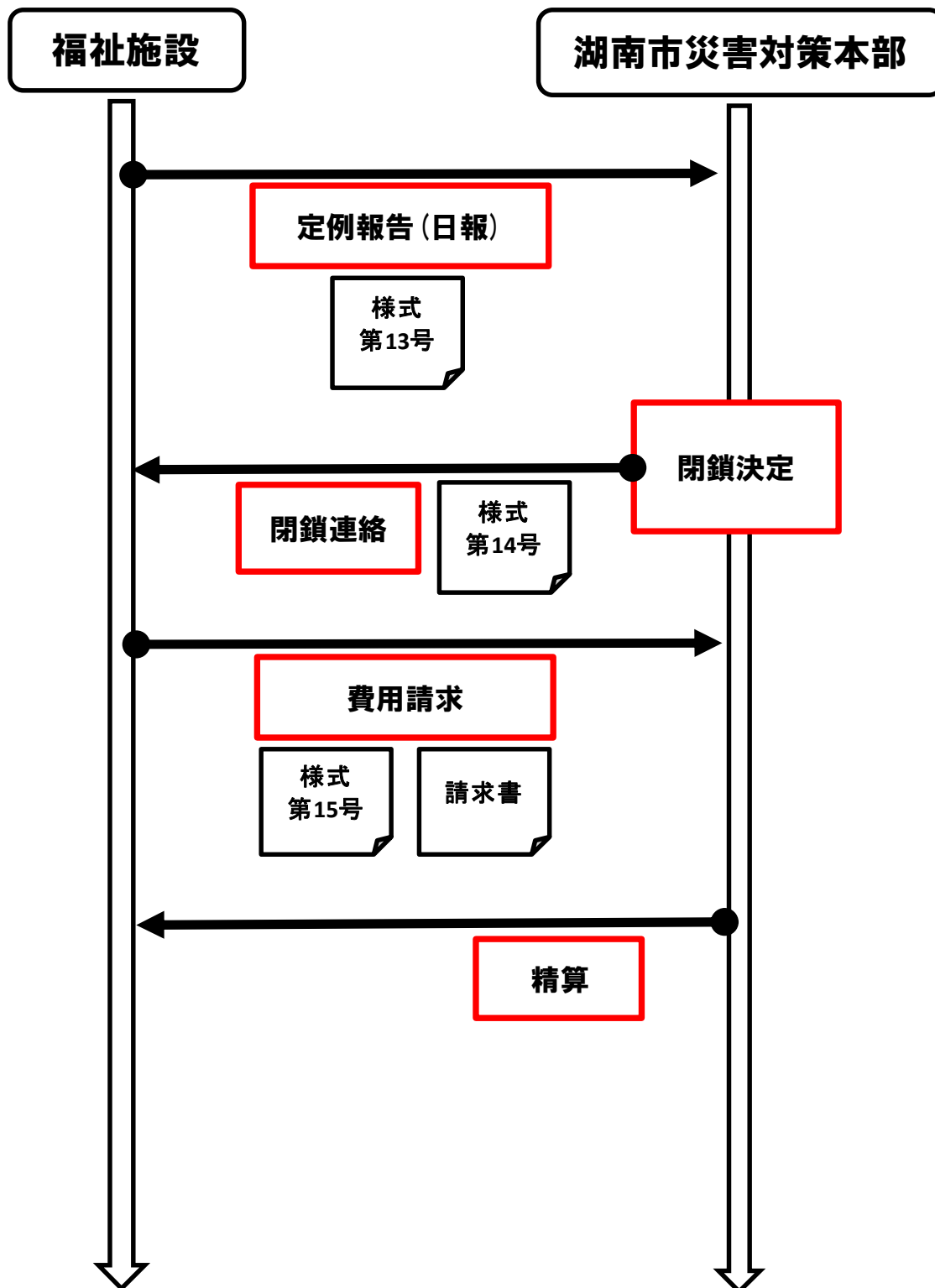


福祉避難所に関する想定連絡フロー図 ③ 【物資支援の依頼】

※ 必要な物資については施設で購入し、後日湖南省へ費用を請求し、精算することもできます。



福祉避難所に関する想定連絡フロー図 ④ 【運営・閉鎖】



参考資料4

福祉避難所一覧

	法人名	施設名	所在地	施設種別
1	特定非営利活動法人 NPOワイワイあぼしクラブ	高齢者グループホーム わいわい	湖南省石部東七丁目5番9号	高齢者入所施設
2	特定非営利活動法人 NPOワイワイあぼしクラブ	グループホーム 南花	湖南省石部南五丁目4番4号	障がい者入所施設
3	特定非営利活動法人 NPOワイワイあぼしクラブ	グループホーム ホワイトハウス	湖南省石部南六丁目9番29号	障がい者入所施設
4	特定非営利活動法人 エスケイアイ	いしべ共働作業所	湖南省東寺一丁目2番6号	障がい者通所施設
5	NPO法人 就労ネットワーク滋賀	しあわせ作業所	湖南省石部西一丁目10番14号	障がい者通所施設
6	特定非営利活動法人 ふれあいセンター「そよ風」	小規模多機能型居宅事業所 めくもりの家大空	湖南省吉永270番地1	高齢者施設
7	医療法人 社団美松会	ケアセンターこうせい	湖南省菩提寺104番地14	高齢者入所施設
8	医療法人 社団美松会	さつきデイ・サービスセンター	湖南省中央二丁目125番地	高齢者通所施設
9	株式会社なんてん共働サービス	小規模多機能型居宅介護事業所 秋桜舎	湖南省石部東一丁目9番26号	高齢者施設
10	株式会社なんてん共働サービス	小規模多機能型居宅介護事業所 樹林	湖南省石部南四丁目5番11号	高齢者施設
11	社会福祉法人 近江ちいろば会	ケアハウス ピスガこうせい	湖南省菩提寺327番地4	高齢者入所施設
12	社会福祉法人 近江ちいろば会	ぼだいじデイサービスセンター 虹	湖南省菩提寺327番地4	高齢者通所施設
13	社会福祉法人 近江ちいろば会	グループホーム ぼだいじ	湖南省菩提寺327番地16	高齢者入所施設
14	社会福祉法人 近江ちいろば会	小規模多機能居宅事業所 ぼだいじみんなの家	湖南省菩提寺327番地16	高齢者施設
15	社会福祉法人 近江ちいろば会	中央デイサービスセンター しんあい	湖南省中央四丁目93番地	高齢者通所施設
16	社会福祉法人 近江ちいろば会	ぼだいじデイサービスセンター いこい	湖南省菩提寺東四丁目1番3号	高齢者通所施設
17	社会福祉法人 近江ちいろば会	デイケアの家 おしどり	湖南省サイドタウン三丁目16番72号	高齢者通所施設
18	社会福祉法人 近江ちいろば会	ゆめとまの家 おしどり	湖南省サイドタウン三丁目8番33号	高齢者通所施設
19	社会福祉法人 近江和順会	特別養護老人ホーム 美松苑	湖南省針1325番地	高齢者入所施設
20	社会福祉法人 近江和順会	特別養護老人ホーム ヴィラ十二坊	湖南省岩根690番地4	高齢者入所施設
21	社会福祉法人 近江和順会	小規模特別養護老人ホーム 針っ子	湖南省針1325番地	高齢者入所施設
22	社会福祉法人 近江和順会	小規模特別養護老人ホーム 百伝の杜	湖南省岩根690番地4	高齢者入所施設

23	社会福祉法人 近江和順会	美松苑デイサービスセンター	湖南省針1325番地	高齢者通所施設
24	社会福祉法人 近江和順会	十二坊デイサービスセンター	湖南省岩根690番地4	高齢者通所施設
25	社会福祉法人 大木会	一麦	湖南省東寺二丁目2番1号	障がい者入所施設
26	社会福祉法人 大木会	あざみ	湖南省石部が丘二丁目1番1号	障がい者入所施設
27	社会福祉法人 大木会	もみじ	湖南省石部が丘二丁目1番1号	障がい者入所施設
28	社会福祉法人 さわらび福祉会	ワークステーション虹	湖南省大池町10番地1	障がい者通所施設
29	社会福祉法人 八起会	軽費老人ホーム 石部ケアハウス	湖南省丸山四丁目5番1号	高齢者入所施設
30	社会福祉法人 八起会	介護老人保健施設 石部ケアセンター	湖南省丸山四丁目5番1号	高齢者入所施設
31	社会福祉法人 八起会	特別養護老人ホーム あぼし	湖南省丸山四丁目5番1号	高齢者入所施設
32	社会福祉法人 八起会	特別養護老人ホーム みやのもり	湖南省宮の森一丁目2番1号	高齢者入所施設
33	社会福祉法人 八起会	デイサービスセンターにこにこ	湖南省石部西一丁目3番30号	高齢者通所施設
34	三雲ケアサービス有限会社	グループホーム三雲	湖南省三雲69番地	高齢者入所施設
35	株式会社スイッチオンサービス	デイサービススイッチオン銀河	湖南省石部東六丁目6番6号	高齢者通所施設
36	社会福祉法人 グロー	パンパン	湖南省西峰町1番地1	障がい者通所施設
37	社会福祉法人 グロー	サービスセンター れがーと	湖南省西峰町1番地1	障がい者通所施設
38	社会福祉法人 グロー	デイサービスセンター らく	湖南省西峰町1番地1	高齢者通所施設
39	社会福祉法人 さつき会	さつき作業所	湖南省大池町10番地1	障がい者通所施設
40	社会福祉法人 椎の木会	落穂寮	湖南省東寺二丁目2番2号	障がい者入所施設
41	NPO法人 むげ	エルディ	湖南省三雲1181番地1	障がい者通所施設
42	滋賀県	近江学園	湖南省東寺四丁目1番1号	障がい者入所施設
43	特定非営利活動法人 さぼてん	放課後等デイサービスさぼてん	湖南省夏見618番地6	障がい者通所施設
44	滋賀県	三雲養護学校	湖南省柑子袋1546番地	特別支援学校

湖南省福祉避難所開設・運営マニュアル様式一覧

様式No	様式名	記載ページ				
1	福祉避難所受入調査票	3	8	12		
2	福祉避難所開設チェックリスト	8				
3	施設安全点検チェックリスト	8				
4	開設要請および要配慮者受入要請書	8	9	11	12	
5	要配慮者受入要請書(追加要請)	9	12	46		
6	要配慮者等受入リスト	12				
7	移送要請書	10				
8	移送記録簿	10				
9	人的支援依頼票	13	17	18		
10	その他依頼票	17				
11	食料・物資要請リスト	15	16			
12	食料・物資管理簿	15	16			
13	避難所定例報告書	12	17	20		
14	福祉避難所指定解除通知書	21				
15	福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書	21	25			

整理番号	
発信者	受信者

福祉避難所受入調査票

【福祉避難所名】

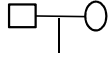
避難所名

要 配 慮 者	(ふりがな)		生年月日		年	月	日	年齢	歳
	氏名		性別	男・女		血液型			
	住所		緊急連絡先 (携帯電話等)						
	要配慮者の区分 ※ 詳細別紙参照		高齢者・障がい児者・妊産婦・幼児・その他() 障がい名						
氏名(ふりがな) ※ 避難した方のみ記入してください。		続柄	生年月日	年齢	性別	緊急連絡先(携帯電話)		備考 ※ 福祉避難所 への同行希望者	
家 族				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
				年 月 日					
親 族 、 支 援 者 な ど の 連 絡 先	①	氏名				電話			
		続柄	住所						
	②	氏名				電話			
		続柄	住所						
	③	氏名				電話			
		続柄	住所						
自由記載									

家屋の状況	全壊 半壊 一部損壊 断水 停電 電話不通 ()								
関係機関、親族等から問合せがあった場合、氏名、住所などを公表してもよいですか？ (はい・いいえ)									
備 考									

要配慮者（避難者）状況確認票

No.	
-----	--

対象者の区分	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 身体障がい者 <input type="checkbox"/> 知的障がい者 <input type="checkbox"/> 精神障がい者 <input type="checkbox"/> 妊婦（週） <input type="checkbox"/> 産婦 <input type="checkbox"/> 乳児（カ月） <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> その他（ ）	相談（聴取）相手 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他（氏名・続柄）（ ）	記入者 氏名 所属名						
			相談日時 年 月 日（ ） 時 分						
		方法 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他							
基本的な状況	氏名（フリガナ） 性別 男・女	生年月日 M・T・S・H・R 年 月 日							
	被災前住所	緊急連絡先（携帯電話等） 【本人】	避難場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外：車・テント・避難所（避難所名： ）						
	①現住所（月 日～）	【本人以外（親族・支援者等）】 氏名	家族状況（世帯構成図） <input type="checkbox"/> 独居 <input type="checkbox"/> 高齢者独居 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯 <input type="checkbox"/> 家族問題あり						
	②新住所（月 日～）	続柄 連絡先							
	避難行動要支援者名簿記載の有無 <input type="checkbox"/> 有（No. ） <input type="checkbox"/> 個別支援計画 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無（個別プランの有無） <input type="checkbox"/> 無		※ 移動時同行者記載						
制度の利用状況 <input type="checkbox"/> 介護保険（ ） <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（ 級） <input type="checkbox"/> 療育手帳（ ） <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳（ 級） <input type="checkbox"/> その他（ ）		サービス利用状況 ・サービス内容 <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 在宅（訪問・通所） ・サービス事業所 名称（ ） 連絡先（ ） ・ケアマネ、計画相談支援員等氏名（ ）							
被災の状況		自宅に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因（恐怖など）・その他（ ）							
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、 精神疾患（ ）、 てんかん、結核、 感染症（ ）、 難病、 アレルギー（ ）、 その他（ ）	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、糖尿病、心疾患、肝疾患、腎疾患、 精神疾患（ ）、 てんかん、結核、 感染症（ ）、 難病、 アレルギー（ ）、 その他（ ）	かかりつけの医療機関 被災前： 被災後： 内服薬 無・有（中断・継続） 医療器材・器具 在宅酸素 人工透析 内服薬名（ ） その他（ ） インシュリン注射（無・有）						
	食事制限 無・有 内容（ ） 水分（ ）		血圧測定値 最高血圧： 最低血圧：						
	現在の状態（自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載）		具体的自覚症状（参考） ①頭痛・頭重 ②不眠 ③倦怠感 ④吐き気 ⑤めまい ⑥動悸・息切れ ⑦肩こり ⑧目の症状 ⑨咽頭の症状 ⑩発熱 ⑪便秘/下痢 ⑫食欲 ⑬体重減少 ⑭精神運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感 ⑮その他（ ）						
日常生活の状況		食事	入浴	衣類の着脱	排泄	移動	イスからの立ち上がり	意思疎通	その他（特記事項等）
	自立								
	一部介助								
	全介助								
備考									必要器具など

【情報公開確認欄】 安否確認等の他からの問合せに対し、住所、氏名、性別等を公表しても（よい・よくない）

【災害対策本部（避難所支援班）記入欄】

所見	避難先の選定 <input type="checkbox"/> 緊急入院 <input type="checkbox"/> 緊急入所 <input type="checkbox"/> 福祉避難所 <input type="checkbox"/> 福祉避難スペース <input type="checkbox"/> 一般の避難所
	判断要素

福祉避難所開設チェックリスト

項 目	内 容	チェック
避難所へ到着	建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする。	<input type="checkbox"/>
建物の安全確認 ※安全確認が済むまで避難者を入れない。	建物は傾いていないか。	<input type="checkbox"/>
	火災は発生していないか、ガス漏れはないか。	<input type="checkbox"/>
	建物に大きなひび割れは無いかな。	<input type="checkbox"/>
	窓ガラス等の危険な落下物が無いかな。	<input type="checkbox"/>
	自動車乗入れの規制	<input type="checkbox"/>
避難所の本部を設置	避難所運営委員会事務局の設置場所を安全確認	<input type="checkbox"/>
設備・ライフラインの確認	電気、放送設備が使用できるか。	<input type="checkbox"/>
	水道が使用できるか。	<input type="checkbox"/>
	インターネット、電話、FAXが使用できるか。	<input type="checkbox"/>
	トイレが使用できるか。	<input type="checkbox"/>
	周辺の道路状況把握（避難者からの情報収集）	<input type="checkbox"/>
災害対策本部への連絡	避難所設置および状況を報告	<input type="checkbox"/>
避難者受入スペース等の確保	安全な部屋、スペースを確保し、避難者を誘導	<input type="checkbox"/>
	室内の整理等は、避難者に協力を依頼し処理する。	<input type="checkbox"/>
	一般の避難者（要配慮者以外）が避難している。	<input type="checkbox"/>
	一般の避難者数（ ）名	<input type="checkbox"/>
避難者の登録	避難者の世帯ごとの登録	<input type="checkbox"/>
避難者への説明 ※冷静な態度でゆっくり説明し、混乱の沈静化に努める。	「避難所共通ルール」の掲示、配布、説明	<input type="checkbox"/>
	トイレの使用場所、火気取扱について説明	<input type="checkbox"/>
	避難者名簿未登録者への登録依頼	<input type="checkbox"/>
	その他、把握できている災害情報の説明	<input type="checkbox"/>
非常用設備、資機材の確認	施設にある資機材の確認	<input type="checkbox"/>
	非常用設備の確認	<input type="checkbox"/>
災害対策本部への要請事項の整理・報告	水、食料、生活物資の要請	<input type="checkbox"/>
	応援職員の派遣要請	<input type="checkbox"/>

施設安全点検チェックリスト

	1 建物周囲、全体	ない	ある	
建物自体や周辺状況に係る安全性のチェック	① 周辺の建物、擁壁、塀および地盤等に危険はないか。（周辺の建物が倒れそう、地盤が沈下しそう。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 建物の形が大きく変わっていないか。（建物の一部が崩れている、階がつぶれている。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 建物が傾いたり、建物が沈んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	2 基礎、構造体			
	① 【鉄骨造】鉄骨の骨組みが壊れていたり、大きな変形はないか。（柱の一番下、柱と梁の接合部など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 【鉄筋コンクリート造】柱、梁が壊れていたり、大きなひび割れ（概ね幅2mm以上）がないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 【木造】壁に大きなひび割れや、亀裂などがないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 【共通】建物の基礎の一部が崩れていたり、基礎に大きなひび割れがないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 【共通】基礎と基礎の上の建物にずれがないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	避難所として使用する上での安全性のチェック	1 避難ルート		
① 避難所利用者の避難ルートを複数確保する上で、危険と判断される部分はないか。（避難ルートの出入り口が開閉できない、避難ルートの床にガラスの破片が散乱している。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2 落下・転倒				
①		以下の部位が、地震により落下・転倒していないか。 または、大きな余震等により落下・転倒する危険がないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・屋根の材料（瓦など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・窓枠、窓ガラス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・壁（外壁の一部や室内の壁、ブロック塀など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・看板や機械類（室外機など）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・天井、照明器具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・屋外階段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・屋外、屋上等に設置してある倉庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他	その他			
	① その他、危険と判断される状況はあるか。 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

開設要請および要配慮者受入要請書

年 月 日

【福祉避難所】

様

湖南市長



福祉避難所の開設及び運営に関する協定第3条の規定に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

開設期間	年 月 日() ~ 年 月 日() <small>※ 開設の延長が必要な場合にあっては、協議の上、延長を行うこととします。</small>
備考	

要配慮者等受入要請者名簿

NO	氏名	生年月日	年齢	性別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏名	生年月日	年齢	性別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏名	生年月日	年齢	性別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏名	生年月日	年齢	性別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続柄	住 所	緊急連絡先

連絡先	災害対策本部 避難所支援班	電話:
	課名: 担当者:	FAX:

要配慮者受入要請書(追加要請)

年 月 日

【福祉避難所】

様

湖南市長



要配慮者の受入れについて、下記のとおり追加要請します。

記

要配慮者等受入要請者名簿

NO	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続 柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続 柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続 柄	住 所	緊急連絡先
NO	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別
	(ふりがな)	年 月 日	歳	男・女
		住 所		電話番号(携帯電話等)
	身元引受人氏名	続 柄	住 所	緊急連絡先

連 絡 先	災害対策本部 避難所支援班	電話:
	課名: _____ 担当者: _____	FAX:

要配慮者等受入リスト

【福祉避難所名】

NO	氏名		生年月日	年齢	性別	
	(ふりがな)		年 月 日	歳	男・女	
			住 所	電話番号(携帯電話等)		
	身元引受人氏名		続柄	住 所	緊急連絡先	
	入所日		退所日	転出先		
			[住所]	[電話]		
NO	氏名		生年月日	年齢	性別	
	(ふりがな)		年 月 日	歳	男・女	
			住 所	電話番号(携帯電話等)		
	身元引受人氏名		続柄	住 所	緊急連絡先	
	入所日		退所日	転出先		
			[住所]	[電話]		
NO	氏名		生年月日	年齢	性別	
	(ふりがな)		年 月 日	歳	男・女	
			住 所	電話番号(携帯電話等)		
	身元引受人氏名		続柄	住 所	緊急連絡先	
	入所日		退所日	転出先		
			[住所]	[電話]		
NO	氏名		生年月日	年齢	性別	
	(ふりがな)		年 月 日	歳	男・女	
			住 所	電話番号(携帯電話等)		
	身元引受人氏名		続柄	住 所	緊急連絡先	
	入所日		退所日	転出先		
			[住所]	[電話]		

移送要請書

年 月 日

【福祉避難所】

様

湖南市長



災害時における要配慮者等の移送を、下記のとおり要請いたします。

記

要配慮者名			
移送区間	～		
身元引受人	(氏名)	(続柄)	
	(住所)	(緊急連絡先)	
福祉避難所名			
福祉避難所住所			
現場担当職員			(緊急連絡先)
移送希望日時	年 月 日	午前	時 分
	午後		
特記事項			

移送記録簿

【福祉避難所名】

TEL:

FAX:

移送年月日	移送区間	距離 (km)	使用車両	移送者名 (要配慮者)
年 月 日	～			
年 月 日	～			
年 月 日	～			
年 月 日	～			
年 月 日	～			
年 月 日	～			
[備考]				

人的支援依頼票

【福祉避難所名】

TEL :

FAX :

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名					
依 頼 内 容 職 種 ・ 人 数	配	置	日	時	分
<input type="checkbox"/> 市職員 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 看護師 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 保健師 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 保育士 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 介護福祉士 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 手話通訳者 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> ボランティア () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> その他() () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
特記事項					

※ 湖南省使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名					
手 配 内 容 職 種 ・ 人 数	手	配	日	時	分
<input type="checkbox"/> 市職員 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 看護師 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 保健師 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 保育士 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 介護福祉士 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> 手話通訳者 () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> ボランティア () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
<input type="checkbox"/> その他() () 人	月	日 ()	午前・午後	時	分
特記事項					

その他依頼票

年 月 日

(施設名) 様

湖南市長



災害時における人的支援について、下記とおり派遣要請いたします。

記

依 頼 内 容 職 種 ・ 人 数	配 置 日 時		
<input type="checkbox"/> 看護師 () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> 保健師 () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> 保育士 () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> 介護福祉士 () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> 手話通訳者 () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> ボランティア () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
<input type="checkbox"/> その他() () 人	月 日 () 午前・午後 時 分		
特記事項			

連 絡 先	災害対策本部 避難所支援班	電話:
	課名: _____ 担当者: _____	FAX: _____

食料・物資要請リスト

要請日 年 月 日

福 祉 避 難 所 名					
	要請時刻	要請者	必要食料・物資名	数 量	収受 確認
1	:				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

食料・物資管理簿

【福祉避難所名】

品 名					単位呼称			
	年 月 日	納入先	払出先	納入数	払出数	残数	記入者	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
月 日現在における数量の合計			受入		払出		残数	

福祉避難所定例報告書(第 報)

福祉避難所名				報告日時	年 月 日 時 分		
報告者名				災对本部受信者			
避難世帯数		現在数		前日数		差引	
内訳	避難者		世帯	世帯		世帯	
	在宅避難者		世帯	世帯		世帯	
	帰宅困難者		世帯	世帯		世帯	
	合計		世帯	世帯		世帯	
避難者数		現在数		前日数		差引	
内訳	避難者		人	人		人	
	在宅避難者		人	人		人	
	帰宅困難者		人	人		人	
	合計		人	人		人	
運営状況	避難所運営委員会		編成済み・未編成	地域状況	土砂崩れ		未発見・あり・警戒中
	総務班		編成済み・未編成		ライフライン		断水・停電・ガス停止・電話不通
	管理班		編成済み・未編成		道路状況		通行可・渋滞・通行不可
避難所対応人数		避難所運営委員会	市職員	ボランティア	その他	合計	
		人	人	人	人	人	
避難所運営委員会 会長名・連絡先		【会長名】			【連絡先電話】		
避難所運営委員会		対応状況			今後の要求・展開		
連絡事項	総務班						
	情報広報班						
	管理班						
	保健衛生班						
	医療福祉班						
	食料物資班						
	ボランティア班						
※ 避難所運営委員会の班名については、既存の班名がある場合は当該班名に修正してください。							
対処すべき、予見される事項(水・食料・物資の過不足、感染症等の発生状況、避難所の環境等)							

福祉避難所指定解除通知書

年 月 日

【福祉避難所】

様

湖南市長



災害時における福祉避難所等の指定を下記のとおり解除します。

記

施設名	
解除日	年 月 日
特記事項	

福祉避難所の設置運営に要した経費に関する届出書

福祉避難所の設置・運営等に要した経費について、下記のとおり届け出ます。

記

【福祉避難所名】

NO	項目	金額(円)	積算等
(1)	生活相談員等に要する人件費		
(2)	入所者(要配慮者)に要する食費		
(3)	その他設置運営等に要した費用		
	項目		
合計			

湖南市長 様

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

施設名

代表者氏名

※ この届出書の提出にあたっては、請求書をあわせて提出してください。

※ 領収書の写しを添付してください。